

In brief

A look at current financial reporting issues

10 July 2015

ギリシャ金融危機の影響

論点

ギリシャは2015年6月30日、国際通貨基金(IMF)に対する15億ユーロの債務返済を履行できませんでした。その結果、現状の債務の借入条件に照らして延滞となり、目下IMFからの追加融資が受けられない状況です。また7月5日の日曜日に実施されたギリシャ国民投票では、2015年6月25日に国際債権団が提案した財政緊縮策が拒否されました。現在の情勢は流動的であり、最終的な結果は依然として不確実性を伴います。可能性のある結果としては、追加の債務再編、欧州による追加の融資、追加の緊縮策などがあり、さらに潜在的にはギリシャのユーロ圏離脱(いわゆる「Grexit」)もありえます。

2015年6月30日までを対象として作成される年次財務諸表および期中財務諸表については、2015年6月30日現在の状況より後に生じる将来の動向(例えば、6月30日より後に合意される大幅な債務再編または将来のギリシャのユーロ圏離脱)は、修正を要しない後発事象となり、当該事象の内容および財務上の影響の見積りに重要性がある場合には開示しなければなりません。2015年6月30日時点のギリシャの財務状況は、ギリシャの企業の負債または資本に投資している企業(ギリシャ国内で取引を行っている企業あるいはギリシャ企業と取引を行っている企業も同様)において、それらに減損の兆候があることを示しています。また一定の企業では、継続企業の前提を適用することが適切でなくなる可能性もあります。本資料では、これらの潜在的な論点の概要および関連する国際財務報告基準(IFRS)のガイダンスを示しています。ギリシャ情勢は流動的で不確実性を伴うため、状況の進展に伴い最新の情報を入手する必要があるでしょう。

影響

ギリシャ金融危機は過去のアラートでも扱っていますが、それらのアラートにおける検討事項の多くは現在の問題として、依然として取り扱う必要があります。ギリシャ債(ソブリン債か社債かを問わず)を保有する金融機関は、引き続きギリシャ経済の悪化により、減損および継続企業の前提に係る問題が生じている可能性があります。さらにその他のギリシャへの投資(例えば、子会社、関連会社および共同支配企業など)も減損している可能性があります。またその他の企業(例えばギリシャの事業にサービスを提供するサプライヤーなど)にも影響を与えている可能性があります。ギリシャの取引先に対する債権に減損が生じていないかを評価し、必要な場合には評価損を計上する必要があるかもしれません。

減損テスト

減損テストの目的上、キャッシュ・フロー予測の基準日が貸借対照表日より後になることはなく、またキャッシュ・フロー予測は減損テストの基準日における合理的で裏付け可能な仮定を基礎とします。貸借対照表日後に生じた事象(例えば、ギリシャのユーロ圏離脱など)により、貸借対照表日後に追加的な減損テストが必要となる場合があります。このような減損テストは、その時点で入手可能な新しい情報に基づいて実施することになります。さらに、企業は、新しい情報が報告期間の末日に存在していた状況を裏付けるものであるかどうかを検討しなければなりません。新しい情報が報告期間の末日に存在していた状況を裏付けるものである場合、これは当期に認識すべき修正を要する後発事象とみなされます。その状況が報告期間の末日に

存在していなかった場合、発生した減損は次の報告期間に計上されることになります。

後発事象

国際会計基準 (IAS) 第 10 号第 22 項 (g) は、修正を要しない後発事象の例として、報告期間後における資産の価格の異常に大きな変動を挙げています。これには、2015 年 6 月 30 日より後に発生した事象の結果として資産の価格が大幅に低下した場合などが該当します。

開示

IFRS 第 7 号が要求する通貨および潜在的な金利の変動についての金融商品の感応度の開示、IFRS 第 13 号における公正価値の開示および IAS 第 36 号における減損の開示は、財務上の影響の見積りの出発点となります。しかしながら、非金融資産および非金融負債に対する影響も評価しなければならないことに留意する必要があります。さらに、2015 年 6 月 30 日の期末の感応度の開示においては、「合理的に起こり得る」変動の範囲に、可能なかぎり貸借対照表日後に発生した事象を考慮する必要があります。また企業は、IFRS 第 7 号が要求するリスクおよびリスク管理に関する開示について、主要なリスクと不確実性に関するその他の定性的開示および特定の定性的開示に与える影響を考慮しなければなりません。

IAS 第 10 号第 21 項は、修正を要しない後発事象の重要性のある区分ごとに次の事項を開示するよう企業に要求しています。

- 当該事象の内容および財務上の影響の見積り、または
- そのような見積りが不可能である場合にはその旨の記述

そうした修正を要しない後発事象の開示には、例えば、貸借対照表日後に発生した追加的な減損が含まれます。

期中レビューに関して、IAS 第 34 号第 16A 項 (h) は、期中財務諸表に反映されていない期中報告期間後の事象の開示を含めるべきであるとしています。また IAS 第 34 号は、IFRS 第 7 号および IFRS 第 13 号に基づく開示も含めることを要求しており、これには経常的な公正価値測定に係る感応度の開示などが含まれます。

継続企業の前提

継続企業の評価は将来に向かって行われるため、企業はその評価において、財務諸表や関連する監査報告書またはレビュー報告書の署名日に存在する状況から予想される影響を考慮する必要があります。報告期間後において継続企業の前提がもはや適切でない場合には、会計処理基準を継続企業の前提以外のものに変更しなければなりません (IAS 第 10 号第 14 項)。

財務諸表を継続企業の前提で作成していない場合には、企業はその事実、実際に用いた作成の基礎および当該企業が継続企業とは認められない理由を開示し (IAS 第 1 号第 25 項)、監査報告書に追記情報を含めなければなりません。

制限条項

貸借対照表日以前に借入の制限条項に抵触した場合、負債の分類を短期に変更する必要があります。制限条項への抵触が貸借対照表日後である場合には、貸借対照表日時点の負債の分類を短期に変更する必要は生じません。ただし、修正を要しない後発事象としての開示を検討しなければなりません。